

平成29年3月14日

第80回 神戸市個人情報保護審議会

障害者総合支援法指定事業所管理システム
への情報項目の追加について

(保健福祉局)



神保障支第 4433 号
平成 29 年 3 月 14 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

障害者総合支援法指定事業所管理システムの情報項目
の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部障害者支援課

障害者総合支援法指定事業所管理システムの情報項目の追加について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

障害児通所支援等事業を追加するもの

【管理者情報】

氏名 (漢字、カナ)

生年月日

郵便番号

住所

情報項目を追加するもの

【相談支援専門員情報】

氏名 (漢字、カナ)

郵便番号

住所

資格情報

障害者総合支援法指定事業所管理システムへの 情報項目の追加について

1. 趣 旨

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業では、事業所の指定更新及び変更届の受理等並びに指導監査等を行うために必要な、給付費の算定に係る体制等に関する情報及び人員配置等に関する情報について、各事業所から提出を受けている。これらの情報は、障害者総合支援法指定事業所管理システム（第 53 回個人情報保護審議会（平成 24 年 3 月 16 日）において答申済。以下「本システム」という。）で管理し、事業所へ支払う給付費の審査事務に利用するため、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ外部提供を行っている。

今回、本システムに、障害児通所支援等事業に係る項目等を追加するものである。

2. 概 要

(1) 情報項目「相談支援専門員」の追加について

「相談支援専門員」は、相談支援事業に従事する者で、厚生労働省令で定める一定の要件を有している必要がある。

相談支援事業所の指定更新及び変更届の受理等並びに指導監査等を行うために必要であり情報項目を追加する。

(2) 障害児通所支援等事業の追加について

児童福祉法に基づく障害児通所支援等事業については、平成 24 年度に創設されたが、神戸市では当初の事業所数も少なかったこともあり、事業所から提出された資料を個別に紙ファイルで管理していたところであるが、事業所数が増加したことに伴い、本システムで障害福祉サービス等事業と合わせて、障害児通所支援等事業の事業所の管理者情報を管理する。

(3) 給付費支払審査事務への利用・提供について

障害福祉サービス等事業は兵庫県からの移譲事業であり、給付費の支払いに関する審査事務及び支払事務については、県下の他市町同様、国保連に委託しており、審査に必要な事業所情報（管理者の個人情報を含む。）を、兵庫県を通じて県単位で国保連に提供している。

障害児通所支援等事業についても、障害福祉サービス等事業とあわせて兵庫県を通じて国保連に情報提供する。

3. 効 果

事業所の指定更新及び変更届の受理等並びに指導監査等を適切に行うにあたり、常時最新の事業所情報を把握することができ、正確かつ迅速な事務処理が可能となる。

また、国保連の請求審査事務は電子計算機処理されており、給付費審査事務の効率と精度が向上し、事業所への給付費支払いにおいて、効果的に不適切な請求

を排除することが可能となる。

4. 実施計画（予定）

平成 29 年 4 月 情報項目の追加及び障害児通所支援等事業の追加

平成 29 年 4 月 入力開始（予定）

平成 30 年 4 月 障害児通所支援等事業の国保連へのデータ提供開始（予定）

5. 処理件数

指定事業所数 約 2,100（内、障害児通所支援等事業 約 280）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作に当たっては、個人単位でユーザー ID・パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報に係るデータについては端末機に保存せず、入退室管理用 ID カードにより、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで厳重に一括管理する。
- ③ 端末機とサーバは構内回線及び専用通信回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① 個人情報に係るデータを一括管理するサーバを設置している保管施設への入退室は関係者のみに限定するとともに、入退室の状況を管理する。
- ② パスワードは定期的に変更するとともに、ログ情報等により操作の状況を記録する。
- ③ データ記録媒体は、データシュレッダーなど記録の内容が復元できない状態にして廃棄する。
- ④ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

- ① 障害者総合支援法指定事業所管理システムの委託
委託契約においては、個人情報の保護について、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、委託先の管理体制の調査、契約書への必要事項の明記、定期的に現場をチェックするなど厳格に管理する。
- ② 国保連への情報提供の委託
兵庫県とはデータ転送を委託する覚書等を締結し、厳格な管理を求める。

別図

【 障害者総合支援法指定事業所管理システム 事務処理の流れイメージ図 】

【凡例】

| |
|-------------|
| 情報項目を追加 |
| 児童福祉法の事業を追加 |

